

淀川区地域福祉推進ビジョン

～ 誰もが住み慣れた地域で安心して生活し続けられるまちをめざして ～

～ ごあいさつ ～

淀川区では誰もが住み慣れた地域で安心して生活し続けられるまちをめざして、これまで区の特性を踏まえた福祉コミュニティの将来像である「淀川区地域福祉推進ビジョン（第1・2期）」を策定し、地域福祉を推進してまいりました。

現在、これまでの社会経済状況等の変化に伴い淀川区の福祉課題は一層複雑化・多様化・深刻化し、特に複合的な課題を抱えた方や世帯を支援する仕組みの構築が喫緊の課題となっており、総合的な相談支援体制の充実が求められています。

令和5年1月からの第3期では「**地域における相談支援体制の充実**」「**生活困窮者への支援の強化**」「**要援護者への支援体制の充実**」「**切れ目のない子育て支援（淀川区版「ネウボラ」）の推進**」「**地域福祉を支える人材づくりと住民の参加促進**」の5つの項目について重点的に取り組んでまいります。

引き続き、区民の皆様や各地域、学校、企業などと一緒に様々な取り組みを進めてまいりたいと考えております。一層のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。



淀川区長
岡本多加志

令和5年1月

淀川区

地域福祉推進

ビジョン(第3期)

淀川区では誰もが住み慣れた地域で

安心して生活し続けられるまちをめざして様々な取り組みを推進しています。

要援護者支援システム

- 淀川区は北を神崎川、南を淀川にはさまれた地域であり台風や大雨での内水氾濫や高潮による浸水、南海トラフ地震による津波被害など様々な要因に対応した避難計画が必要となります。
- 一方、区内には災害発生時にひとりでは避難することが困難な方（要援護者）が地域において日常生活を送られています。
- 淀川区では「要援護者」への声掛けや安否確認などの日ごろの見守り活動と、災害時の安否確認や避難所等への避難支援といった避難支援活動が一体となった「**要援護者支援システム**」の構築に取り組んでいます。

～ 個別避難計画 ～

- 近年多発している災害では、多くの高齢者や障がい者の方々が犠牲になりました。
- 災害が発生した時に、ひとりでは安全な場所に避難することが困難な方（要援護者）に対して、支援をすることができるよう、要援護者の状況や避難先、支援者などを記入したものです。
- 地域のご協力をいただきながら計画の作成に取り組み、災害時以外では、地域の避難訓練などにも活用していきます。



淀川区版「ネウボラ」

- 淀川区役所では淀川区版「ネウボラ」と名称をつけて、妊娠期から中学生までの課題を抱えるこども達に対して切れ目のない支援を実施しています。
- 本来、「ネウボラ」という言葉はフィンランド語で「アドバイスをする場所」という意味で、フィンランドでは一人の保健師が産前・産後や子育て期間で、切れ目のない支援を実施しています。
- 淀川区役所で実施する子育て支援策は特定の担当者だけではなく、淀川区役所全体で切れ目のない支援の仕組みとし、その仕組みの構築を進めていきます。
- 現在の大阪市の施策では区役所が3歳児健診から小学校入学前まで（4・5歳児）、の生活状況や健康状況を把握する仕組みが不十分な状況です。
- こうした状況の中、令和4年度から淀川区役所独自施策として、これまで充分把握できていなかった4・5歳児について、区役所職員が保育所や幼稚園等を訪問することにより、生活状況や健康状況等が気になる子どもを把握し、適切な支援につなげる取り組みを開始しています。



作成 大阪市淀川区役所

問い合わせ先 大阪市淀川区役所保健福祉課（保健福祉担当）

☎532-8501 大阪市淀川区十三東2丁目3番3号

電話番号：06-6308-9857 FAX 番号：06-6885-0537

淀川区地域福祉推進ビジョンの本文は右のQRコードや次のキーワードで検索してください。

淀川区地域福祉推進ビジョン 第3期 検索



メールアドレス：tl0006@city.osaka.lg.jp



淀川区マスコットキャラクター「夢ちゃん」

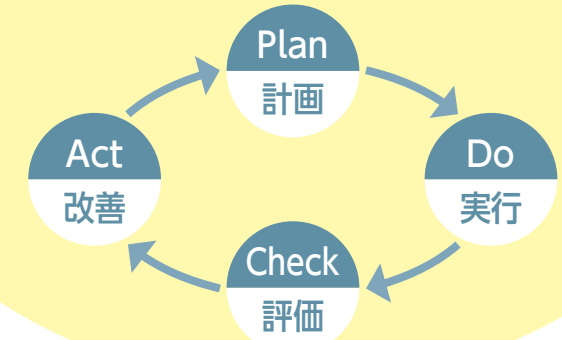
令和5年1月
大阪市淀川区役所

誰もが住み慣れた地域で安心して
生活し続けられるまちをめざして

次の5つの課題に重点的に取り組みます。

ビジョンの進め方

本地域福祉推進ビジョンの取り組み状況（行動計画）については、「淀川区運営方針」においてPDCAサイクルを活用しながら継続的に改善します。
加えて、区政会議をはじめ、関係機関や団体等からご意見を頂きながら、今後の取り組みの展開に活かしていくこととします。
今後、国の制度変更や住民ニーズ、社会情勢の変化などに対応するため、必要に応じてビジョンの内容を見直ししていくこととします。



1 地域における相談支援体制の充実

- 行政を含む各相談支援機関において共通の相談支援ツールを運用するなどして、支援が必要とされている方のメッセージをキャッチできるよう取り組みを進めるなど、**各相談支援機関と連携し相談支援体制の充実を図ります。**
- また、各相談支援機関の活動内容などについて、区の広報紙（よどマガ!）やホームページ、SNS 等で広報活動を推進します。



淀川区マスコットキャラクター
「夢ちゃん」

2 生活困窮者への支援の強化

- 淀川区役所の生活困窮者自立支援担当が、地域や各相談支援機関、区役所各担当等で気づいた「気になる事案」や「複合的な課題を抱えた事案」の情報を集約することで、生活困窮者の情報をキャッチし、どの支援機関につなげたらよいかといった課題を解決します。
- また、「生困シェア会議（※）」での事案や地域課題の共有を通して関係機関との連携強化を図る「淀川区生活困窮者支援会議」を開催し、**生活困窮者を早期に見るとともに適切な支援につなげていきます。**



（※）生困シェア会議

生活困窮者自立支援制度における「支援会議」のうち、個別支援の検討を目的とした会議で、支援を行う関係機関の間で「情報の共有」や「支援方針の検討」、「役割分担の協議」を行う。

3 要援護者への支援体制の充実

- **要援護者へ必要な支援が繋げられるよう、区内の各相談支援機関との連携を深めます。**
- また、「要援護者支援システム」について区の広報紙（よどマガ!）やホームページ、SNS 等で発信するとともに、要援護者名簿を地域における日ごらの見守りと災害時の避難支援への活用を推進していきます。
- 特に、令和3年5月の災害対策基本法改正で個別避難計画の作成が市町村の努力義務とされ、おおむね5年程度で地域の実情に応じて作成することとなったことを踏まえ、令和7年度末までを集中的な取り組み期間とします。



4 切れ目のない子育て支援淀川区版「ニューボラ」の推進

- すべての4歳児を対象に家庭や保育所・幼稚園等の施設へ訪問し、健康教育や子育て相談等を実施します。
- 加えて、淀川区独自に4・5歳児を対象に就学前施設へ訪問し健康状況や発達状況が「気になるこども」の状況把握や適切なアセスメントを行い、児童虐待の早期発見、ハイリスク家庭への早期支援に取り組みます。
- こうした、取り組みを含め**妊娠期から中学生までの間、切れ目のない支援を行います。**
- また、ヤングケアラーへの支援は、まずは社会的認知度の向上を図るとともに、早期発見・把握に努めるなど、関係機関と連携し支援策の充実に取り組みます。



5 地域福祉を支える人材づくりと住民の参加促進

- 区の広報誌「よどマガ!」やホームページ、SNS 等の広報媒体を活用し各種地域福祉活動の情報発信を行うことにより、地域福祉活動の重要性の理解促進を図るとともに、**身近な地域で行われている地域福祉活動への参加を呼びかけます。**
- 各地域においても地域福祉活動情報を効果的に発信できるよう、広報誌や掲示板、SNS 等の広報力強化の支援を行います。
- 中間支援組織（まちづくりセンター等）と連携し、今まで地域福祉活動に関わりの薄かった方々も**気軽に参加できるような地域福祉活動となるよう、活動内容の企画立案の支援を行います。**
- 企業・学校・NPO 等も地域活動の担い手として地域等と協働した地域福祉活動を展開できるよう、連携支援を行います。